

特定非営利活動法人コーチズ

定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コーチズと称し、外国に対しては、
SPORTS COACHES ASSOCIATION IN JAPAN とする。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を広島県広島市に置く

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幼児から高齢者までを対象に、スポーツの啓発・普及活動を行い、
精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の
養成と育成事業を促進することにより、社会全体の発展に寄与することを目的とす
る。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表
のうち、
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
11 子どもの健全育成を図る活動
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
を行う。

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

- ①指導者等養成講習会の受託事業
- ②指導者・ボランティアの登録管理派遣
- ③研修の企画、開催
- ④海外の施設・指導者などとの国際交流
- ⑤ルールの普及
- ⑥メディカルケア・メンタルケアの普及
- ⑦スポーツイベント
- ⑧スポーツクラブ運営

- ⑨選手支援・育成・強化支援
- ⑩公共スポーツ施設管理運営業務
- ⑪デイサービス受託業務
- ⑫広報紙の発行
- ⑬スポーツに関する研究開発
- ⑭その他、目的を達成するために必要な事業

2. 収益事業

- ①スポーツ用具、用品等の販売
- ②著作物の販売

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、つぎの2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

2. この定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で定めることができる。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める書式によつて代表理事に入会を申請しなければならない。

2. 代表理事は、前項の申し込み者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2. 会費は入会時及び年度始めに速やかに納入しなければならない。
- 3. 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し任意に退会することが出来る。

2. 会員は、次の事由により退会したものとみなすことが出来る。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (2) 団体が解散したとき。
- (3) 破産宣告を受けたとき。
- (4) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に弁明の機会を与えた上で、理事会の決議を得て除名することが出来る。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の定款または規則に違反したとき。

第四章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 1名
- (3) 常務理事 2名以内

3. 理事及び監事は正会員の中から総会の議決により選任する。

4. 総会が召集されるまでに、補欠または増員のために理事および監事を緊急に選任する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の決議により仮にこれを選任することが出来る。このとき、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

5. 監事は理事又は職員を兼ねる事は出来ない。

(理事の職務)

第12条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があったとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3. 常務理事は、理事会の議決にもとづいて、この法人の常務を処理する。
- 4. 理事は、理事会を構成し、法令・定款及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況監査をすること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(役員の任期及び欠員補充)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 理事又は監事のうち、その定員の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対して、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第16条 常勤役員については、役員総数の3分の1以内の範囲において報酬を受けることが出来る。

2. 報酬の額は、総会の議決を経て定める。
3. 役員には、費用を弁償することが出来る。
4. 前3項に関し必要な事項は理事会において別に定める。

第五章 総会

(総会の種別と構成)

第17条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(機能)

第18条 総会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更。
- (2) 事業報告及び活動決算の承認。
- (3) 役員の選任、解任。
- (4) 定款の変更。
- (5) 解散、合併。
- (6) 会費の額。
- (7) その他理事会が必要と認める重要な事項。

(総会の開催)

第19条 通常の総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。
 - (3) 監事から召集があつたとき。

(総会の召集)

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が召集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

- 第23条 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
 3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

- 第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、また出席する正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
2. 前項の規定により表決した正会員は前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2名以上が署名、捺印した上、この議事録をこの法人の事務所において据え置かなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第六章 理事会

(理事会の構成と機能)

第26条 理事会は理事をもって構成する。

2. 理事会はこの定款で定めるもの他、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他この法人の業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第27条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会は毎事業年度2回以上必要なときに代表理事が召集する
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第1項第5号により、監事からの召集の請求があったとき。
2. 代表理事が理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することが出来る。

(理事会の議事)

第28条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

2. 理事会においては理事現在の3分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。
3. 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 監事は理事会に出席して意見を述べることが出来るものとする。

(表決等)

第29条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決することが出来る。
3. 前項の規定によって表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議事については議事録を作成し、議長及びその会議において選任

された議事署名人 2 名以上が署名、捺印した上、この議事録をこの法人の事務所において据え置かなければならない。

第七章 事務局

(設置及び職員の任免)

第30条 この法人に事務局を置く。

2. 事務局には事務局長 1 名及び所要の職員を置く。
3. 理事は職員を兼務することが出来る。
4. 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

(委員会等)

第31条 この法人は、業務企画推進のために、理事会の承認をえて企画運営委員会及び専門部会等の委員会を置くことが出来る。

2. 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理及び経費の支弁)

第34条 この法人の資産は、理事会の議決を経て代表理事が管理する。

2. この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算に関する書類は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. この法人の通常総会の議決を経るまでに暫定の事業計画及び活動予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
3. 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書及び活動予算書の変更は、理事会の決議を経て行うことが出来る。但し、変更した内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更するときは、総会の出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2. 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
- 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならぬ。

(残余財産の帰属先)

第41条 この法人が解散するときに有する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人、地方公共団体に寄付するものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第十二章 雜則

(細則)

第44条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

付則

1. この定款は所轄庁の認証を経て登記した日（設立日）から施行する。
2. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（総会においての議決権を有する）

個人会員 年会費 1万円（一口）

企業・行政会員 年会費 3万円（一口）

協力会員（総会においての議決権を有さない）

個人会員 年会費 3千円（一口）

企業・行政会員 年会費 1万円（一口）

3. この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第11条第3項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、設立日から2001年度総会までとする。
4. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第18条第1号及び第37条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところとする。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立日から2001年3月31日までとする。